

随意契約理由書

1 案件名称

音声付順番案内システム機器一式（平野区役所）再リース

2 契約の相手方

三菱電機クレジット株式会社 関西支店

3 随意契約理由

音声付順番案内システムは、住民情報課、保険年金課、保健福祉課（地域福祉・介護保険）の各窓口の混雑緩和を図ることを目的とし、待ち人数、呼出番号をリアルタイムで市民に情報提供（ウェブ表示）をするために必要な機器の借入及び取付、設置を平成 29 年度に行ったものである。

平野区役所では、令和 4 年 4 月 30 日をもって契約期間の満了を迎えるが、4 社に下見積もりを行った結果、市場価格の高騰や付属するサービス機能の向上により、新たに同形式の長期借入契約を行うには、現在の契約金額を大幅に上回る見込となることが判明した。他区の状況を確認したところ、多くの区役所が行政財産使用許可にて TV モニター広告付きの音声付順番案内システムを利用しており、歳出ではなく歳入を上げていた。このように広告事業とシステムの設置を 1 本化することで事務の簡素化や、歳出がなくなり、歳入が上がるといったメリットが見込まれるため、平野区役所でも導入を検討している。しかしながら、平野区役所では令和 3 年度、TV モニター 5 台について行政財産使用許可を行ったばかりであり、対象業者は最長で令和 7 年度まで使用許可を継続して受ける権利がある。このため、令和 4 年度に 1 本化することは困難な状況である。そのため、令和 5 年 4 月 30 日までは比較的安価で契約可能な再リースとし、令和 5 年 5 月 1 日以降は令和 4 年度中に EPARK サービスの利用など、他の方法を模索する。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び大阪市随意契約ガイドライン（G7）に基づき、現行機器のリース業者である三菱電機クレジット株式会社 関西支店と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

平野区役所 保険年金課（管理）担当 北脇（電話番号 06-4302-9946）